

阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会

の今後の進め方（案）

現在、阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画（以下「推進計画」という。）に基づいた河川下水道対策や流域対策、減災対策を推進しており、今後、計画を推進していくにあたり、阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）の進め方について、以下のとおり提案する。

【協議会の開催】

- ・ 推進計画の内容に変更が生じた場合は、協議会及び流域別ワーキングを開催して、推進計画案について協議を行なう。
- ・ 推進計画策定後の2年程度は、推進計画の諸施策を具体的に進めいくにあたり、推進計画内容を改善、充実させる必要があるため、原則協議会を開催する。
- ・ ただし、議案が推進計画の進捗状況を報告のみの場合については、以下のとおりとする。

【推進計画の進捗状況のみの場合】

- ・ 協議会委員を補佐するワーキングを流域別に設置しているが、議案が推進計画の進捗状況のみの場合、合同ワーキングを開催してワーキング構成員に報告するとともに情報交換を行い、更なる防災力の向上を目指す。
- ・ なお、協議会への適宜報告については、ワーキングの議事録及び資料を送付することにより報告にかえる。